

官報

號外

明治三十三年二月四日

日曜日

印刷局

第十四回 帝國議會 衆議院議事速記録第十九號

明治三十三年二月三日(土曜日)午後一時二十二分開議

議事日程 第十八號 明治三十三年二月三日 午後一時開議

- 第一 下水法案(政府提出) 第一讀會
- 第二 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第三 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉(政府提出) 第一讀會
- 第四 明治三十二年法律第九十八號改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第五 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉(政府提出) 第一讀會
- 第六 在外國帝國專管居留地特別會計法案(政府提出) 第一讀會
- 第七 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉(政府提出) 第一讀會
- 第八 土地收用法案(政府提出) 第一讀會
- 第九 郵便爲替法案(政府提出) 第一讀會
- 第十 電信法案(政府提出) 第一讀會
- 第十一 郵便法案(政府提出) 第一讀會
- 第十二 鐵道船舶郵便法案(政府提出) 第一讀會
- 第十三 重罪控訴豫納金規則廢止法律案(望月長夫提出) 第一讀會
- 第十四 輕罪控訴規則廢止法律案(望月長夫提出) 第一讀會
- 第十五 罰金及追徴ニ係ル上告豫納金廢止法律案(望月長夫提出) 第一讀會
- 第十六 刑法中改正法律案(安藤龜太郎提出) 第一讀會
- 第十七 自家用醬油稅法案(西谷金藏提出) 第一讀會
- 第十八 舊神官配當祿處分法案(松島廉作提出) 第一讀會
- 第十九 社寺上地林處分法案(出水彌太郎提出) 第一讀會
- 第二十 高等學校復舊ノ建議案(長谷場純孝提出) 第一讀會
- 第二十一 帝國教育會國庫補助ニ關スル建議案(星松提出) (委員長報告)
- 第二十二 門司開港區域擴張及海峽航通ニ關スル建議案(根本正外提出) (委員長報告)
- 第二十三 日本花莖業補助建議案(井上角五郎提出) (委員長報告)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

政府委員左ノ通仰付ラレタル旨山縣内閣總理大臣ヨリ通牒アリタリ
法典ニ關スル政府委員 東京帝國大學法科大學教授法學博士 岡野敬次郎君

農商務省所管事務政府委員 保險事務官 矢野 恆太君
議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

臨時帝國議事堂建物中舊御便殿保存費國庫補助ニ關スル建議案
提出者 串本 康三君 宮原 幸三郎君 小田 貫一君

農工銀行法中改正法律案 井上 角五郎君 和田 彦次郎君 望月 圭介君
提出者 大塚 幸次郎君 內藤 正義君 山内 吉郎兵衛君

巡查待遇ニ關スル建議案 秋岡 義一君 森本 確也君 加藤 六藏君
提出者 高木 正年君 鈴木 總兵衛君 門脇 重雄君

市制中改正法律案 高木 正年君 堀家 虎造君 吉岡 直一君
提出者 鈴木 總兵衛君 松田 秀雄君 深尾 龍三君

特別委員左ノ通指名セリ 雨森 菊太郎君 本城 安次郎君 西川 宇吉郎君
水産銀行設置並漁業避難港築港國庫補助ニ關スル建議案外一案

朝倉 親爲君 林 元俊君 首藤 陸三君
飯島 正治君 永井 嘉六郎君 赤土 亮君

名和昆蟲研究所國庫補助ニ關スル建議案 鹽田 忠左衛門君 堀尾 茂助君
山内 吉郎兵衛君 田邊 爲三郎君 金岡 又左衛門君

小田 爲綱君 稻垣 示君 前島 丈之助君
河口 善之助君 大村 和吉郎君 奈須 川光寶君

太平洋海底電信敷設ニ關スル建議案 鹽路 彦右衛門君 五十 野 讓君
小崎 義明君 內藤 守三君 根本 正君

鐵道ノ危害防止ニ關スル建議案 菅野 善右衛門君 北田 豐三郎君
內見 八郎君 田中 喜太郎君 須藤 善一郎君

離島航海補助ニ關スル建議案 廣瀬 貞文君 星野 甚右衛門君 脇坂 行三君
今村 千代太君

廣住久道君 秋山源兵衛君 松尾巳代治君
青木正太郎君 片岡久一郎君 岩瀬武司君

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

○菅野善右衛門君(二百五十八番) 議事ノ取扱ノコトニ附イテ議長ニ伺ヒタ
イコトガゴザイマス、今日ノ衆議院公報ヲ見マスルニ、此委員會開會ノ欄ニ
鐵道ノ危害防止ニ關スル建議案ノ委員會ヲ正午十二時ニ十三特別委員會
於テ開ル、コトガ載ツタルヲ見マス、又、今日ノ衆議院公報ニハ、委員
モゴザイマス、十三特別委員會ニ參テ、委員諸君ガ御出ニナルコトデア
ラウト思フテ居マデゴザイマス、然ルニ何ゾ圖ラン一人モ來ナイ、何ゼ
來ナイカト思フテ能ク公報ヲ見ルト、常ニハ特別委員會ノ選定ニナルト、公報
ニモ載セラレ、又官報ニモ載セラレ、デアルケレドモ、今日ノハ載ツテ居
ヌ、ソレ故ニ各員ハ一向承知シテ居ラス故ニ、御出ニナラナイデアラウト
私ハ思フノゴザイマス、今日ニ限ツテ何故ニ此議院公報ニ委員ヲ載セナイ
デアラウカ、又若シ此公報ガ間違ッテアタツト云フデアラガ、此事ニ對シテ一
應聽イテ置キタイト思フ

○議長(片岡健吉君) 御答致シマスルガ、此「水産銀行設置並漁業避難港築
港云々」ト云フヨリ「離島航海補助ニ關スル建議案」ト云フマデハ、是ハ公報
ニ載セベキモノデナイモノヲ誤ラセタコトデアリマシテ、今議長マデツ
レヲ申出デアリマス、是ハ誤デアリマス

○菅野善右衛門君(二百五十八番) 將來宜シク注意ヲ與ヘテ、斯ノ如キ不都
合ノナイヤウニ御取締アラシメテ希望スル

○杉田定一君(二百一十一番) 是ヨリ北海道水産稅則廢止法律案ノ委員會ヲ開
キマスルデアリ御許可ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 杉田定一君カラ是ヨリ北海道水産稅則廢止法律案ノ委
員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、許シマシテ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス

○鮫島相政君(百六十一番) 本員ハ速記録ノコトニ附キマシテ少シク議長マ
デニ申述ベタイコトガゴザイマスルガ、暫時登壇ヲ致シタイト考ヘマス

○議長(片岡健吉君) 何ノコトデスカ

○鮫島相政君(百六十一番) 速記録ノコトニ關シテアリマス
○議長(片岡健吉君) 議長ニ注意ノコトデスカ、何デスカ

○鮫島相政君(百六十一番) 詰リ議長ニ注意トカ請求トカ云フコトニナルノ
デアリマス、其誤ヲ正シテ貴ヒタイト云フノデハナイ、斯ウキ云フコトガア
ルカラ、將來戒テ貴ヒタイト云フ趣意ヲ述ベルノデアリマス、事實ヲ舉ゲ
テ……

○議長(片岡健吉君) 鮫島相政君
(鮫島相政君演壇ニ登ル)

○廣住久道君(百九十三番) 昨年八月十六日發布ニナリマシタ緊急勅令
ノ議長(片岡健吉君) 廣住久道君チヨット御待下サイ、此後トデ……

○廣住久道君(百九十三番) 委員會ヲ開キタイト云フノデス
○議長(片岡健吉君) 廣住久道君カラ明治三十二年勅令第三百七十七號ノ委
員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスルガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス

○廣住久道君(百九十三番) ドウカ委員諸君ノ御集リヲ願ヒマス

○鮫島相政君(百六十一番) 本員ガ速記録ノコトニ附イテ申述ベマスルハ、
誤謬ヲ訂正致シテ貴ヒタイト云フ趣旨デアハゴザイマス、既往ノ事實ヲ舉ゲ
マシテ、將來ノ注意ヲ議長閣下マデニ求メテ置キタイト存ジマス、近來ノ
速記録ヲ調ベテ見マスルニ、多クハ意譯ノ翻譯ニナツテ居ルヤウデアリ
ヌ、現ニ去ル一日ノ本會ニ於ケバマシテ、巴里萬國博覽會協賛費増加ノ建議案
ニ對シ、本員ガ反對ノ意見ヲ述ベマシテ、其速記録ノ中ニモ、本員ガ述べタ事
柄ト速記録トハ大ニ相違致シテ居リマス、即チ昨日發行ノ速記録第十七號第
三百二十八頁第二十二行目カラ第二十五行目マデノ間デアリマスガ、速記録
ニハ「前略」又諸種ノ法律ノ結果カラシメ我國ニ數多ノ區裁判所ヲ増設シナケ
レバ、民事刑事ノ訴訟ニ極テ一般人民ガ十五里モ二十里モアル所マデ出掛
ケテ行カナケレバ、用ガ足ラヌト云フノデ皆不便ヲ感ジツ、アルノデアル
ヤ」トアリマス、即チ民事訴訟ノタメニ一般人民ガ不便ヲ感ジツ、アルト云
フコトニ、速記録デハナツテ居リマス、本員ハ民事刑事ノ訴訟デナク、一般人民
ガ云々ト正シク述ベタニ違ヒハナイノデアル、僅カ一昨日ノコトデアリマス
マスルカラ、當時御著席ノ諸君ハ孰レモ左様ニ御記憶ノコトニ信ジテ居リマ
スルガ、本員ガ民事刑事ノ訴訟デナク、民事刑事ノ訴訟デナク、一般人民
ガ云々ト述ベマシタノハ、非訟事件ノコトヲ意味シテ言ツタノデアリマス、然
ラズ、如クアベコベニ翻譯サレマシテハ、其意味ニ於テ全然相反スルノミナ
ラズ、大ニ首尾貫徹セヌコトニナツテシマヒマス、歴史編纂ノ材料ト爲リ、
又諸種ノ證據ト爲ルベキ所ノ速記録ノコトデアリマスカラ、自今以後縱令一
言半句ノ微ト雖モ、悉ク直譯的ニ翻譯セラレテ、勝手次第ナル意譯ノ翻譯ハ
斷乎トシテ嚴禁セラレンコトヲ、議長マデ請求致シテ居クマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第一下水法案政府提出貴族院ノ回付、是ハ
全部ヲ議題ニ供シマス、貴族院ノ修正ハ第五條及第六條中ニ「占有スル」ノ
四字ヲ削ルト云フ修正デアリマスカラ、朗讀ハ致サセマセヌ

第一 下水法案(政府提出貴族院回付)

○恆松隆慶君(百四十三番) 本案ノ第五條及第六條ニ、唯今議長ノ宣告ニナ
リマシタ如ク「占有スル」ノ四字ヲ削除シテアリマスルガ、是ハ曩ニ汚物
掃除法中ニ「占有スル」ノ四字ヲ削除シタルト同一ノ理由デアリマスカラ、
此場合貴族院ノ修正ニ同意致スト云フコトニ決議アラシメテ希望致シマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 貴族院ノ修正通ニ同意スルコトニ御異議ハアリマセ
ヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ同意スルコトニ決シマス、議事日程
ノ第二裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案、第一讀會議案ノ朗讀ヲ省略致シ
マス

第二 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案

第一條 千葉地方裁判所管内佐原區裁判所管轄常陸國稻敷郡金江津村、十

第二 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案

第一條 千葉地方裁判所管内佐原區裁判所管轄常陸國稻敷郡金江津村、十

第二 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案

第一條 千葉地方裁判所管内佐原區裁判所管轄常陸國稻敷郡金江津村、十

第二 裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案

控訴院		判地 所裁		判區 所裁		國		管		市		町		村		轄	
橫濱		千葉		水戸		藤枝		下妻		土浦		龍ヶ崎		佐原		橫濱	
武藏		下總		常陸		常陸		常陸		常陸		常陸		下總		武藏	
相模		相模		相模		相模		相模		相模		相模		相模		相模	
鎌倉郡		足柄上郡		足柄下郡		中郡		愛甲郡		香取郡		瑞穂郡		本多郡		瑞穂郡	
津久井郡		津久井郡		高座郡		都筑郡		都筑郡		香取郡		新島村		香西村		香西村	
橋樹郡		橋樹郡		橋樹郡		都筑郡		都筑郡		香取郡		佐原町		東大月村		大須賀村	
都筑郡		都筑郡		都筑郡		都筑郡		都筑郡		香取郡		津宮村		大倉村		大倉村	
神崎町		神崎町		神崎町		神崎町		神崎町		小見川町		高岡村		神崎町		神崎町	
八都村		八都村		八都村		八都村		八都村		府馬村		萬歲村		神代村		神代村	
山倉村		山倉村		山倉村		山倉村		山倉村		東城村		豐里村		山倉村		山倉村	
源清田村		源清田村		源清田村		源清田村		源清田村		長板村		生板村		大宮村		大宮村	
岡田村		岡田村		岡田村		岡田村		岡田村		長戶村		長戶村		根本村		根本村	
高田村		高田村		高田村		高田村		高田村		伊崎村		伊崎村		伊崎村		伊崎村	
江戶崎町		江戶崎町		江戶崎町		江戶崎町		江戶崎町		沼里村		沼里村		沼里村		沼里村	
鳩崎村		鳩崎村		鳩崎村		鳩崎村		鳩崎村		安中村		安中村		安中村		安中村	
十倉島村		十倉島村		十倉島村		十倉島村		十倉島村		浮島村		浮島村		浮島村		浮島村	
金江津村		金江津村		金江津村		金江津村		金江津村		本新島村		本新島村		本新島村		本新島村	
筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		長崎村		長崎村		長崎村		長崎村	
北相馬郡		北相馬郡		北相馬郡		北相馬郡		北相馬郡		新治郡		新治郡		新治郡		新治郡	
舟島村		舟島村		舟島村		舟島村		舟島村		阿見村		阿見村		阿見村		阿見村	
久賀村		久賀村		久賀村		久賀村		久賀村		板橋村		板橋村		板橋村		板橋村	
三島村		三島村		三島村		三島村		三島村		島名村		島名村		島名村		島名村	
鹿島村		鹿島村		鹿島村		鹿島村		鹿島村		上郷村		上郷村		上郷村		上郷村	
小田村		小田村		小田村		小田村		小田村		北條町		北條町		北條町		北條町	
葛城村		葛城村		葛城村		葛城村		葛城村		旭村		旭村		旭村		旭村	
作岡村		作岡村		作岡村		作岡村		作岡村		田井村		田井村		田井村		田井村	
小野川村		小野川村		小野川村		小野川村		小野川村		田水山村		田水山村		田水山村		田水山村	
大徳村		大徳村		大徳村		大徳村		大徳村		菅間村		菅間村		菅間村		菅間村	
福岡村		福岡村		福岡村		福岡村		福岡村		眞瀨村		眞瀨村		眞瀨村		眞瀨村	
眞瀨村		眞瀨村		眞瀨村		眞瀨村		眞瀨村		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡	
筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡	
筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡	
筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡	
筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡	
筑波郡		筑波郡		筑波郡		筑波郡											

東京					
			静岡		
	掛川	遠江			
小笠郡 周智郡ノ内	森町	山梨町	熊切村	磐田郡ノ内 久勢村	笠西村
一ノ宮村	天方村	三倉村	笠西村	幸浦村	上淺羽村
園田村	飯田村	宇刈村	東淺羽村		
久勢西村	犬居村	氣多村			
南蒲原郡ノ内					
三條町	一ノ木戸村	裏館村	上林村	旭村	
塚野目村	井栗村	大磯村	西大崎村	東大崎村	
保内村	須頃村	大島村	本城村	概田村	
金子村	福多村	五加村	大和村	西所村	
信條村	鬼木村	尾崎村	三林村	加茂町	
保明村	狭口村	加新村	横場村	羽生田村	
下條村	田上村	笹岡村	長堀村	四ッ澤村	
本下田村	前谷村	外谷村	大浦村	高島村	
三沼村					
西蒲原郡ノ内					
熊森村	横田村	小池村	大關村	東太田村	
燕町	柚木村	小高村	三方崎村	地藏堂町	
笈砂村	粟生津村	小中川郷村	川前村	木山村	
河西村	中野小屋村	升瀨村	國上村	打越村	
鴻前村	赤塚村	西川村	竹野阿村	仁壽村	
稻島村	石瀬村	巻町	漆山村	曾根村	
佐渡山村	米納津村	和納村	吉田村	加奈房村	
道上村	鏡郷村	瀧南村	中島村	四箇村	
馬堀村	彌彦村	櫻井郷村	太花野村	矢作村	
松野尾村	鴻巣村	松長村	船越村	福水岡村	
岩室村	越前濱村	角田濱村	五ヶ嶺角	角海濱村	
間瀬村					
中蒲原郡ノ内					
七谷村					
三島郡ノ内					
五千石村					
古志郡 北魚沼郡					
南蒲原郡ノ内					
帯織村	坂井村	今町	新潟村	見附町	
外通村	庄川村	郷分村	出面村	神通村	
中之島村	中通村	中野村	中條村	下關村	
杉澤村	四王村	大潟村			
三島郡ノ内					
才津村	大島村	日越村	王寺川村	鯛原村	
宮本村	大積村	與板村	本奥板村	日吉村	
上岩井村	天津村	大都村	吉川村	黒川村	
善高村	桐原村	小島谷村	鵜野町村	鳥崎村	
寺泊村	野積村	北西越村	西山村	溝村	
下桐原村	出雲崎村	尼願村	中越村	八手村	

ザイマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス、議事日程第六在外

帝國專管居留地特別會計法案第一讀會議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第六 案(政府提出) 在外國帝國專管居留地特別會計法案

第一讀會

第一條 在外國帝國專管居留地特別會計法案

第二條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第三條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第四條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第五條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第六條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第七條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第八條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第九條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第十條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第十一條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第十二條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第十三條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第十四條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第十五條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第十六條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第十七條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第十八條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第十九條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第二十條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第二十一條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第二十二條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

第二十三條 在外國帝國專管居留地特別會計法案ノ會計ヲ設置ス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通ニ致シマス、議事日程ノ第八土地

收用法案第一讀會ノ續委員長ノ報告

第八 土地收用法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

伊藤德三君(四十五番) 土地收用法案ノ委員會ノ經過ヲ簡短ニ御報告ヲ致

サウト思ヒマス、諸君モ御承知ノ如ク、本案土地收用法ハ最初公用土地買上規

則ト云フモノガゴザイマセヌカ、ソレカラ土地收用法ト云フモノガ出來タノデ

ゴザイマス、其土地收用法ト云フモノガ極メテ不完全ナモノデゴザイマス、

ラ、更ニ本案ヲ政府ガ提出致サレタモノデゴザイマス、此審查會ノ經過ヲ申

上ゲマスレバ、開キマスルコト三回デゴザイマス、幸ナルカナ此委員會中ニ

ハ、常ニ法律ヲ以テ職業ヲ執リマスル所ノ諸君ガ多ウゴザイマシタメニ、委

員會ノ回数ハ少ナウゴザイマシタガ、各自宅デ十分ノ調査ヲ致シマシタ、サ

ウシテ段々取調ベマシタ結果、第八十五條ヲ除キマスル外ハ、總テ原案ヲ認

メタ譯デゴザイマス、私ノ承所ニヨリマスルト、此法律ハ附キマシタハ、

政府モ餘程注意ニ注意ヲ加ヘマシタ、數回ノ取調ヲシタ結果提出セラレタモ

ノト見エマシタ、殆ド八十五條ヲ除キマスル外ニハ、委員ガ修正ヲ致シタノ

云フ廉ハゴザイマセヌカ、ソレカラ土地收用法ト云フモノガ出來タノデ

ハ、聊カ其修正ヲ致シタ理由ヲ述ベテ置カナケレバナラヌト思ヒマス、カ

簡短ニ其理由ヲ述ベマス、此八十五條ニ依リマスルト、現行ノ土地收用法

現行ノ土地收用法ニ依リマスルト、之ヲ元所有者ニ賣戻スコトニナ

之ヲ認メマシタ、不用ニ屬シタ場合ニハ、之ヲ元所有者ニ賣戻スコトニナ

買收法ヲ適用セラレタ、事業ヲ起シテ居ル所ガ、政府ガ買收シ或ハ起業者ガ此

日ハ或ハ政府ノ附イテ、所有ニナラヌ、何モ其土地ヲ使用シテ居ラヌ、斯ウ云

フヤウナモノニ附イテ、矢張土地收用法ヲ適用致シマシタ、サウシテ現ニ第

三者ノ手ニ移リテ居ルモノハ、致シ方ハゴザイマセヌカ、現ニ政府ガ是ヲ

所有シテ居ル、國ノ所有デアルトキニハ、命令ノ定ムル所ニ依リテ、本條ノ

規定ヲ準用スルコトニ修正致シタノデアリマス、サウ致シマスルト、今日以

(五)

分此法案ハ八十八條十章カラ成立テ居リマス所ノ法律デアッテ、將來世ノ中ノ進ミマスルニ從ヒマシテ、此法律ヲ應用シナケレバナラヌ事柄ガ段々ニ多ク生ジテ來ヤウト思ヒマスルカラシテ、滿場ノ諸君ニ於キマシテモ、尙ホ十分御討議ノ上、速ニ可決セラルンコトヲ希望致シマスル

○松岡長康君(二百六十四番) 議長

○議長(片岡健吉君) 二百六十四番、質問デスカ

○松岡長康君(二百六十四番) 委員長ニ質問シタウゴザイマス、唯今ノ修正ノコトニ附イテ委員長ニ質問シタウゴザイマス、今委員長カラ此修正ノコトヲ述ベラレマシタガ、此八十五條二項ノ次ニ、左ノ一項ヲ加フト云フコトニナラシメ居ル所、此「命令ノ定ムル所」ト云フコトガ出テ居ルノデゴザイマス、其命令ノ定ムル所ト云フモノハ、如何ナル範圍マデ之ガ及ブモノデアアルカ、固ヨリ此命令ノ定ムル所ト云フコトニナリマスルト、各取扱規則ニ依ッテナシ得ルコトハ、是ハ至當ナ話デ、分ッテ居ルコトデゴザイマスルガ、例ヘバ此國家ノ共通ノタメニ、何カ之ヲ遞信ノ部内デ以テ買上ゲテ居ルモノガ、ソレガ又一ノ事業トシテ、之ヲ内務大臣ニ還付セバナラヌト云フコトハ、是ハ分リ切ッテ居ル話デアアル、然ルニ其手數ヲ爲サズシテ、其主務省ニ於テ恣ニ之ヲ他ノ東京府トカ何トカ云フモノニ交換スルコトガ出來得ルト云フモノニ至ルマデモ、命令ノ定ムル所ニ依ルト云フノ範圍ヲ廣メテアルヤ否ヤ、或ハ其法文ニ定メル所ニ依ッテ、其範圍デ行フカ否ヤ伺ヒタイ

○伊藤德三君(四十五番) 御答致シマスルガ、命令ノ定ムル所ト云フコトハ、今御尋ノ如ク恣ニ之ヲ東京府ト交換スルコトカ、遞信省ノモノヲ東京府ト交換スルコトカ、或ハ其他ノモノヲ交換スルコトカ云フコトハ、範圍ニハ這入ッテ居リマセヌ、範圍ニハ這入ッテ居リマセヌケレドモ、總テ不用タルモノハ總テ下ゲルコトニナリマセヌハ、聊カ嫌ノ生ズルコトガアラウト思フ、ソレ故ニ是ミノ種類ノモノハ或ハ賣下ゲルコトニシナケレバナラヌ性質ニナッタモノハ、下ゲナイトカ云フ區別ヲ附ケルコトニシナケレバナラヌダラウト思ヒマス

○松岡長康君(二百六十四番) 分リマシタ、要スルニ是ハ其法律ノ定メ、規定ノアル所ノ範圍ニ依ッテ、之ヲ命令ヲ爲スト云フコトハ無論ノコトデアリマスガ、若シ今御話シ申サユナ二項ニ讓ルヤウナコトガアッテハ、甚ダ困ルト思ヒマスカラ、申上ゲタノデアリマスガ、果シテ今委員長ノ御答ヘノ通リ、即チ其範圍ニ依ッテサウシテヤルト云フコトデアレバ、聊カ本員ハ疑ヒマセヌ、宜シウゴザイマス

○西原清東君(二百五十一番) チョット委員長ニ御尋致シマスルガ、此修正案ノ精神ヲ御説明ニナルニ方ッテ、收用シタル土地ガ不用ニ歸シタルコト云フモノ、不用ト云フコトハ今日全ク何等ニモ使用シテ居ラザルトキト云フヲ、御言葉ヲ加ヘラレマシタガ、其御言葉ハ委員會ノ修正ノ精神ヲ誤ラシムル恐ガアルト考ヘマスル、不用ト云フハ無論六十六條ニアル文字ノ通、收用ノ目的ニ對シテ不用ト云フコトデ、他ノ目的ニ使用セントスルトキハ、六十六條ノ末項ノ規定ニ依ッテ、更ニ内閣ノ認定ヲ受ケレバ宜シ、然ラザレバ他ノ事ニ政府ガ用ヒルト致シタモ、用ヒルコトヲ得ズシテ、前所有者ニ買戻シウサセルト云フノ精神デアラッタト考ヘマスルガ、若シ御言葉ニ語弊ガアルヤウデアリマスナラバ、御訂正ヲ願ヒタイ

○伊藤德三君(四十五番) 本員ノ申シ述ベタノモ餘リ簡略ニ過ギタカラ、サウデアッタカモ知レマセヌガ、丁度御尋ネノ通りデアル

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガアリマセヌバ、第二讀會ヲ開クヤ否ヤニ

附イテ採決ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 第二讀會ヲ開クニ付イテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ第二讀會ヲ開クコトニ決シマス

○多田作兵衛君(二百二十九番) 直チニ第二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 直チニ第二讀會ヲ開キタイト云フ勸誘ガ多田作兵衛君カラ出マシタケレドモ、是モ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ第二讀會ヲ開クコトニ致シマシテ、全部ヲ議題ニ供シマス

土地收用法案

○多田作兵衛君(二百二十九番) 此委員會ノ修正ハ適當ト存ジマス、故ニ贊成ヲ致シマス、其他ノ條項ハ政府案ヲ贊成致シマス

○議長(片岡健吉君) 委員長ノ報告通デ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員會ノ報告通ニ決シマス

○多田作兵衛君(二百二十九番) 直チニ三讀會ヲ開クコトニ附イテ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會ヲ決シマシタ通御異議ハアリマセヌカ

第三讀會

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定致シマス

○恆松隆慶君(百四十三番) 此次ノ第九第十第十一ハ同一委員ニ付託シタノデアリマスカラ、一括シテ議題トシテ、委員長ヨリ説明アラシコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 委員長ヨリ第九第十第十一一括シテ報告ニナルコトハ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、ソレデハ第九第十第十一ノ日程ニ移リマス、宮崎榮治君

第九 郵便爲替法案(政府提出)

第十 電信法案(政府提出)

第十一 郵便法案(政府提出)

○宮崎榮治君(百三十一番) 報告ヲ致シマス、此委員會ハ都合四度開會ヲ致シマシタゴザイマス、第一郵便爲替法案ニ對シマシタハ今日社會ノ進歩經濟ノ發達ニ伴ヒマシテ、此法案ノ必要ヲ認メタノデゴザイマス、此原案中第

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二讀會

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ決定致シマス

○恆松隆慶君(百四十三番) 此次ノ第九第十第十一ハ同一委員ニ付託シタノデアリマスカラ、一括シテ議題トシテ、委員長ヨリ説明アラシコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 委員長ヨリ第九第十第十一一括シテ報告ニナルコトハ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、ソレデハ第九第十第十一ノ日程ニ移リマス、宮崎榮治君

第九 郵便爲替法案(政府提出)

第十 電信法案(政府提出)

第十一 郵便法案(政府提出)

○宮崎榮治君(百三十一番) 報告ヲ致シマス、此委員會ハ都合四度開會ヲ致シマシタゴザイマス、第一郵便爲替法案ニ對シマシタハ今日社會ノ進歩經濟ノ發達ニ伴ヒマシテ、此法案ノ必要ヲ認メタノデゴザイマス、此原案中第

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第一讀會ノ續(委員長報告)

十一條ノ中ニ於キマシテ、一ノ修正ヲ爲シタルミデゴザイマスル、其修正ノ
廉ハ諸君ノ御手許ニ配付ニナツテ居リマスル報告書ニ記載アリマスル通第十
二條中ニ「再度證書ノ交付」ト云フ文字ノ下ニ「又ハ爲替券ノ拂戻」ト云フ八字
ヲ加ヘマシタルミデゴザイマス、其譯ハ此原案ノ通デアリマスルト云フハ、
郵便爲替證書ノ有効期間ヲ經過致シマシタル場合、又ハ郵便爲替證書ヲ亡失毀
損若クハ汚斑致シマシタルト云フハ、更ニ再度證書ノ交付ヲ請求スルヲ得ルハ、
ケノ途ヲ開クアリマスルト云フハ、若シ送出入ニ於キマシタル此爲替證書ヲ更ニ
送達スルノ必要ナイト云フ場合ニ於キマシテ、拂戻ヲ求ムルノ途ヲ規定致シ
テナカツタルミデゴザイマス、故ニ此便利ヲ開キマスルタメニ、此八字ヲ挿入致
シマシタルミデゴザイマス、其他ハ總テ原案ヲ相當ト認メテ可決シマシタルミ
デゴザイマス、然ルニ此報告書中ニ右ハ第十二條中ト書イテゴザイマスルガ、
是ハ第十二條第一項中ト記載シマスルノ誤マシ、第一項ノ文字ヲ落シマシタル
ノミデゴザイマス、宜シク御訂正ヲ願ヒマス、次ハ電信法案ノ審議ノ模
樣ヲ御報告致シマスルガ、是モ今日電信事業及電話事業ノ著シク發達爲シテ
居リマスル今日ニ於キマシテハ、最モ此法案ノ必要ヲ認メマスルミデゴザイ
マス、此法案ノ中ニ就キマシテハ、多少修正ヲ爲シマスル所ガゴザイマス、
ガ、ツレハ即チ御手許ニ回シテ居リマスル報告書ニ記載シテアリマスル通、
第二條其他ニ修正ヲ加ヘマシタルミデゴザイマス、第二條ハ第三號ノ所ニ於キ
マシテ「公共團體ノ事務執行ノ爲一市町若ハ郡接市區町村間ニ於テ公署相互
間又ハ」ト云フ次ニ「一郡市區内ニ於テ」ノ文字ヲ加ヘマシテ、其下ノ「其
ノ」ノ二字ヲ削リマシタルミデゴザイマス、此「其ノ」ノ二字ヲ削リマシタル
トハ、此報告書中ニ落チテ居リマスルカラ、是ハ補ヲ願フテ置キマスル、此文
字ヲ加ヘマシタルハ、原案ノ通デアリマスルカラ、私設電話電信ノ許シマスル
ニハ、一市區町村内ノ公署ノ相互間、若クハ第一次監督官廳、若クハ郡接市
區町村間ニ於テ相互間ノ第一次監督官廳ニ止メマシタルガ、ソレデハ一郡内
ノ各公署ノ間及第一次監督官廳トノ間ニ便利ガ達シマセカ、此第三條中ニ
ヘハ軍事上必要ナル通信」ト云フ文字ヲ加ヘマシタルミデゴザイマス、
「又ハ軍事上必要ナル通信」ト云フ文字ヲ加ヘマシタルミデゴザイマス、
話ニ附キマシタルハ、主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依ツテ、軍事上必要ナル場
合ニ於テハ、其用ニ供セシムルコトヲ得ト云フコトヲ加ヘマシタルガ、最モ適
當デアラウト認メマシタル、此文字ヲ加ヘマシタルミデゴザイマス、
リマシタルハ「公衆通信ノ用ニ供スル」ト云フ文字ガアリマスルガ、既ニ第三
條ニ於キマシタル、軍事上必要ナル通信ノ用ニ供セシムルコトヲ云フコトヲ加ヘ
シタル以上ハ、此文字ガアリマスルミデゴザイマス、之ヲ削リマ
ス、其次ハ第二十二條ニ至リマスルミデゴザイマス、郵便貯金ノ事務」此下ニ「又ハ氣象報
告」ト云フモノヲ加ヘマシタルミデゴザイマス、是ハ氣象報告ニモ之ヲ用ヒシ
ヲ認メマシタルカラシテ、其文字ヲ加ヘマシタルミデゴザイマス、是ハ報告書中
ニハ「郵便貯金」ノ下ニ、此文字ヲ加ヘマシタルミデゴザイマス、
トモ、是ハ「郵便貯金ノ事務」ノ下ニ之ヲ加ヘマシタルミデゴザイマス、
報告書ガ誤テ居マスルカラ、此處デ訂正ヲ致シテ置キマス、其次ニハ第二十
八條ニ至リマスルミデゴザイマス、失張ニモ第三條ニ修正ヲ加ヘマシタルミ
信ノ用ニ供セサル」ト云フ文字ヲ削リマシタルミデゴザイマス、
クノ外」此文字ヲ加ヘマシタルミデゴザイマス、又第三條第一項ニ依ル場
ハ、是モ第三條ヲ修正致シマシタル結果トシテ、又第四十三條ニ至リマシ
條第一項ニ依リ現ニ軍事通信」ト云フ文字ヲ加ヘマシタルミデゴザイマス、
條修正ノ結果デゴザイマス、委員會ニ於テ修正ヲ加ヘマシタルミデゴザイ
ザイマシテ、其他ハ原案ヲ相當ト認メマシタルミデゴザイマス

○鈴木總兵衛君(九十一番) 委員長ニ質問ガアリマス
○議長(片岡健吉君) マダ説明ガ済ミマセヌ
○鈴木總兵衛君(九十一番) 委員長ニ質問ガアリマス、此電信法案第二十八
條ノ修正デゴザイマス、是ハ何デゴザイマス、修正ニナツタ主意ト云フモノ
ハ、或ハ宿屋トカ料理屋トカ其他温泉宿ト云フヤウナ所ニ於テ、宿泊スル所
ノ客ガ使フト云フ、是ハ決シテ罰則ニハ觸レサセナイ、又或ハ一個人ト雖モ親
戚トカ其他格別ノ縁故アル者ガ使フ、例ハ法人ノ架ケタモノヲ其役員ガ來
テ使フトカ云フト云フ、此罰則ニハ當ラヌト云フ趣意デ修正ニナリマス
カ、ドウ云フ趣意デ修正ニナリマス
○宮崎榮治君(三十一番) 御答致シマスルガ、第二十八條ヲ修正致シマシ
タルハ「公衆通信ノ用ニ供セサル」ト云フコトニ致シテ置キマスレバ、軍事
上ニ用ヒマスル所ノ用ニ供セザルト云フコトガ加ツテ居リマスレバ、軍事
「第三條第一項ニ依ル場合ヲ除クノ外」ト云フ意味ハ、公衆通信ノ用ニ供セ
ザルト云フコトハ、今一ツハ軍事上必要ナル通信ノ用ニ供セザル場合ヲ指シ
テ改正致シマシタル
○鈴木總兵衛君(九十一番) 尙ホ委員長ニ伺ヒマスルガ、唯今私共ノ伺フタ
ハ、宿屋或ハ料理店其他法人等ノコトニ附イテノ罰則ニ觸レルカ觸レヌカト
云フツレガ含シタルアルカナイカヲ伺フタノデアリマス
○宮崎榮治君(三十一番) 御答致シマス、委員會ニ於テ修正致シマシタル
ハ、第三條ニ改正ヲ加ヘマシタルカラ、二ノ意味ヲ含マセタルミデゴザイ
置キマシタルハ、差支ヘマスルカラ、二ノ意味ヲ含マセタルミデゴザイ
シマシタルハ、委員會ノ精神デアリマス、今一ツ報告ヲ落シマシタルガ、今一
郵便法案ハ全部相當ト認メテ原案ヲ可決致シマシタルミデゴザイマス、
○望月長夫君(二十一番) 電信法案ニ附イテ政府委員ニ御尋致シマス、第三
十三條第三十五條ハ新シキ規定ト存ジマスルガ、此「自己若ハ他人ノ利益ヲ
與ヘ又ハ他人ノ損害ヲ加フル」目的ヲ以テ虚偽ノ電報ヲ發シタル者ハ云々」此
虚偽ノ電報ト云フ字ハ餘程廣イ字ニ讀メマスガ、是ハ果シテ文書偽造罪ノ一
種デ、他人ノ名前ヲ盗用専用シタル場合ノ外含セザルモノデアルカ、或ハ
電報ノ事實電報中ニ含レテ居ル事實ガ虚偽ナル場合ヲモ含マシタルト云フ
ノデアルカ、書生ガ自身ノ名ヲ以テ病氣デナイノ病氣デアアル、今危篤デア
ルカラ金ヲ送レ、斯ウ云フコトヲ親或ハ友達ヘ云ウテヤル、此場合ニ於テ電
報ニ含レテ居ル事實ハ確ニ虚偽デアアル、虚偽ノ電報、併ナガラ出シタル者ハ其
者ガ出シタルイット云ウテ居ルカラ、一般ノ文書偽造罪ニハ相成ラヌ、單ニ虚偽ノ
電報ト云ヘバ、文意ガ甚ダ廣イガ、要スルニ法案規定ノ趣意ハ、文書偽造罪ト
同一ノ性質デ、署名者ノ資格、差出人ノ資格ヲ偽造シタル場合デナケレバ、本條
ヲ適用セヌト云フ趣旨デアラカ、或ハ私ガ後段ニ言ツタヤウナ、電報ニ含マ
レテ居ル電報其モノモ、若シ虚偽デアレバ罰則スト云フノデアアルカ、一應御
尋致シマス
○政府委員(久米金彌君) 御答ヲ致シマス、丁度アナタノ前段ノ御趣意ノ通
デゴザイマス、電報ヲ此偽造ヲ致シマシタル者ガ、官文書偽造者ヤラ私署文書
偽造者ヤラ、詰リ其文書偽造罪ニ這入ルカ這入ラナイカト云フコトニ附キマ
シタル、疑問ガアリマス、故ニ特ニ茲ニ末條ヲ置キマシテ、其事ヲ明ニシタル趣意
デアルミデゴザイマス
○鈴木總兵衛君(九十一番) 政府委員ニ質問致シマス、先刻委員長ニモ質問
シマシタルガ、要領ガ少シ違ツタト云フコトデゴザイマシタル、此第二十八條ノ
「公衆通信ノ用ニ供セサル」私設ノ電信若ハ電話ヲ他人ノ用ニ供シタル者」ト

レカラ公衆ニ對シテハ、ドウカト云フト、半切レト狀袋ト是ダケノモノヲ省クノデ、サウ云フ次第アル、其他ノコトハ政府委員ガ委員會ニ於テ申述ベタコトヲ佐藤宗彌君ガ繰返サレマシタカラ、諸君ガ御聞及デアリマセウガ、要スルニ封緘書ハ御承知デアリマセウガ、普通ノ往復端書ヨリマダ手數ガアル、縁ニ糊ヲ附ケテ、サウシテ其切レルヤウニセニヤナラヌデアリマセウガ、製作費モ餘計掛ル、目方モ往復端書ヨリ餘計掛ルニモ、少ナナルコトハナイデアリマセウガ、是デ總テ此二錢ニナラヌニ信書ヲ減ラヌヤウナコトガアリマセウガ、餘程國庫ニハ影響スルコトデアリマス、コレ故ニ政府ハ原案ノ通ナランコトヲ希望シマス

○多田作兵衛君(百二十九番) 議長

○議長(片岡健吉君) 多田作兵衛君、御質問デスカ

○多田作兵衛君(百二十九番) イ、エ

○望月長夫君(百二十九番) 唯今ノ通信葉書ノコトニ附イテ、政府ニ於テ外國ノ制度モ能ク御取調デアラウト思ヒマス、外國ニ於テ普通ノ書狀葉書等ニ對シテ普通葉書ト封緘トノ位置ハ、ドウナツテ居ルカ、御取調ニナラヌコトガアレバ、詳細ニ御話アラント願ヒマス

(政府委員通信省通信局長久米金彌君演壇ニ登ル)
○政府委員(久米金彌君) 御答ヲ致シマス、封緘書ト申シマスルモノヲヤマテ居リマス、國モアリマス、土臺サウ云フ葉書ヲ用ヒテ居ラヌ國モアリマス、ゴザイマス、大キナ聲デ願ヒマス、ト呼フ者アリ、ソレデヤツテ居リマス、國デ、例ヘバ佛蘭西ノ如キ之ヲヤマテ居リマス、又白耳義モヤマテ居リマス、白耳義デハ通常葉書ガ一枚二錢デアリマス、封緘書ニナリマス、ト四錢ニナリマス、恰モ倍ニナツテ居リマス、是ハ二錢四錢ト御話ヲ致シマスガ、便宜金ヲ換算ヲ致シテ御話ヲスルノデアリマス

○望月長夫君(百二十九番) 普通ノ書面ハ

○政府委員(久米金彌君) 普通ノ書面ハ矢張四錢ニナツテ居リマス、イヤ、唯今暖昧ト云ラ御話ゴザイマス、暖昧デハゴザイマス、書狀ハ白耳義デハ四錢、四錢ト爲ツテ居リマス、通常葉書ハ一枚二錢、普通葉書ハ矢張前御話シタ通四錢、往復葉書ガ矢張四錢ト云フハ、通常葉書ガ一枚二錢、外ニモ段々例モアリマス、葡萄牙ノ如キハ通常葉書ガ一枚二錢、封緘ガ一枚五錢ト云フコトニナツテ居リマス、二倍半ニナツテ居リマス、サウシテ普通ノ書狀ハナンボカト申スト云フト、五錢デアリマス、詰リ封緘書ト云フモノハ、普通ノ書狀ト同ジニナツテ居リマス、ソレカラ佛蘭西ハ通常ノ葉書ガ一枚四錢、封緘書ガ六錢ト爲ツテ居リマス、而シテ佛蘭西デハ通常ノ書狀ニナリマス、ト云フト矢張六錢ト爲ツテ居ルカラ、權衡ハ通常ノ書狀ノ方ニ取ツテ居リマス、ナイ國モゴザイマス、デアル國ノ例ヲ御話スレバ、大體斯ウ云フ風ニナツテ居リマス

○多田作兵衛君(百二十九番) 私ハ簡短デゴザイマス、是カラ申シマス、私ハ……

○議長(片岡健吉君) チョット御待下サイ、藤澤幾之輔君カラ修正説ガ出テ居リマス、先ツ封緘書ノ方ヲ片附ケテ、サウシテ後トノ修正説ニ移リマス——多田作兵衛君

○多田作兵衛君(百二十九番) 私ハ政府案ヲ賛成シマス、成ルベク收入ヲ無理ノ往カザイ限ハ多クシタイ、或ル論者ノ如ク出入ハ入ト爲レバ、別段デゴザイマスガ、教育ノコトデアレ、治水ノコトデアラウト、政府ハ何ゼ緩

慢ニ金ヲ出サヌカ、建議案ヲ賛成セヌカト云フコトヲ始終責メテ居ルデハゴザイマス、此案ノ如キ至極收入ノ目的ヲ達スルニ結構ナモノト思フノデゴザイマス、ソレデ私ハ修正説ノ如クナリマス、大ニ收入ヲ減ズルモノト存シマス故ニ、飽クマデ政府案ニ賛成シテ置キマス

(採決々々ト呼フ者アリ)

○福田久松君(七番) 議長

○議長(片岡健吉君) 御質問デスカ

○福田久松君(七番) 唯今ノ佐藤君ノ説ヲ賛成シテ置キタイ、短イカラ此處デ述ベタルガ、一體ハ私ノ議論デ第六議會ノトキニ、此事ヲ調べ、田君ガ通信局長デアッタトキニ交渉致シマシタ所ガ、事柄ハ賛成デアラ、先ツ自分ガ歐羅巴ニ往ツテ郵便事業一切調ベタル積デアラ、ソレマデ待ツテ呉レヌカト云フノデ、旁、シテ其時ニハ私ハ出サナカッタガ、丁度此箇條ニ當ル封緘書トハ申シマス、封緘書トハ私ハ譯シテ出シタ、ソレデ其時分カラ私ハ調ベテゴザイマス、賛成シマスガ、併ナガラ政府ノ出シタ此料金ニハ賛成スルコトハ出来ヌノデアラ、何ゼカト申シマス、政府委員ガ申スノデハ收入ガ減ルト、斯様申シマスガ、是ハ水掛論デアラウト思フ、私ノ考デ見マス、云フト、之ヲ二錢ト致シマシタナラバ、信書ノ秘密ハ保テル、體裁ハ宜シ、彼此致シマス、云フト、葉書ヲ使ヒマスル人ガ此封緘書ヲ使フコトニナルデアラウト思フ、決シテ收入ハ減ラヌノ經濟ノ事ヲ思フ、人ハ成ルベク信書ノ秘密ハ保チタイト思ヒマス、一方ニハ經濟ノ事ヲ思フ、葉書デ書ケバ安ク密ルハ保チタイト云フノデ、ソレハ葉書ニ書キマス、是ガ二錢ニナラバ、葉書デ書キマスモセウト思フ、モ、是ハ此封緘書ヲ使フコトニナル、決シテ收入ハ減ラヌノデアラ、今多田君ノ御心配ノヤウナコトハ決シテ要ラヌノデアラ、ゴザイマス、ソレデ又政府委員ノ仰シヤルコトガ一向分ラヌ、何故ニ御賛成ニナラヌカ、之ヲ維持セント致シタナラバ、之ヲ設ケタル所ノ趣意ハ少モ立タヌト私ハ思フ、何ゼカト申シマス、ナラバ、是ハ便利ノタメニ御設ニナラヌデアラウト思フ、若シ便利ノタメニ御設ニナラヌデアラ、之ヲ二錢ニシテ置イタナラバ、少モ便利ハナイノデアラ、通常ノ信書ヲ使ヒマス、封筒ニ入レテ卷紙ニ書イテ體裁好ク造レマス、今政府委員ハ紙ガ要ル狀袋ガ要ルト云ハレタガ、狀袋ハ幾ラシマス、安イ狀袋ハ百枚十錢デアラ、サウシテ立派ナ體裁ノ書面ガ同ジ値ナラ出来ルノデアリマス、カラ、之ヲ使フ必要ハナクナル、之ヲ置クノ便利ハナクナルノデ、政府委員ノ御辯明ハ實ニ怪シカラヌコト、思ヒマス、此郵便ト云フモノハ、成ル程政府ノ經濟ハ金ハ取リタイト云フ御方針デゴザイマス、經濟ト云フコトモ算盤ニ置カナケレバナラヌガ、併ナガラ郵便ト云フモノハ、便利ト云フコトヲ第一ニ置イテ戴キタイ、政府委員ニ今百歩ヲ譲ツテ、多少政府委員ノ言フ通ノコトガアルトシテモ、便利ノ上カラ之ヲ二錢ニスルコトハ最モ至當ノコト、思ヒマス、通常ノ同ジ値段ニスレバ、之ヲ置クノ便利ト比較ハ少モ取レヌコトニ爲ル、唯西洋デ斯ウ云フモノヲ使ッテ居ルカラヤリタイ、ト云フ、ソレハ腦隨ノミデ算盤デ彈イテ二錢ト云フコトニナラヌコト、思ヒマス、僅カ一枚ニ附イテ一錢デハゴザイマスガ、是ガ二錢ト爲ツタナラバ、交通上通信上非常ニ便利ヲ得ルト信ジマス、佐藤君ノ説ノ成立ツコトヲ私ハ偏ニ望ミマス、デゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 採決シマス、別ニ修正ガナイカラ郵便爲替法案ト電信法案ハ委員長ノ報告通テ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、次ニ郵便法案第一條ヨリ第十七條マデハ、委員長報告ノ通テ異議アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、ツレデハ次ニ佐藤宗彌君ノ修正説、第十八條第二種ノ三、金三錢ヲ二錢ニ改メルト云フ修正説、是ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者

(多數々々少數々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス

(異議アリ異議アリト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 異議ノ申立ニ贊成ノ諸君ハ起立シテ御表シ下サ

マスガ、佐藤宗彌君ノ修正説ニ同意ノ諸君ハ白紙ニ氏名ヲ書キマス、是ニ反對ノ諸君ハ青紙ニ氏名ヲ記シマス、是ヨリ氏名點呼ヲ始メマス

(書記氏名ヲ點呼ス)

○議長(片岡健吉君) 投票漏ノ方ハアリマセヌカ

(書記官投票ノ數ヲ計算ス)

メマス、開鎖、是ヨリ開票致シマス

○議長(片岡健吉君) 投票ノ結果ヲ御報告致シマス

(寺田書記官朗讀)

出席總員百五十三

可トスル者 七十

(參照) 否トスル者 八十三

本案贊成者氏名

伊藤 德三郎	青柳 四郎	清水 正藏	佐々木 次郎	室孝太郎	寺田 知常	神田 貢	新田 清	鹽田 清	佐藤 謙	市島 直	本間 次	村瀨 經	門馬 成	安川 龍	岡田 松	鈴木 萬	堀木 太郎	喜多川 孝	佐藤 伊助
小田 貫一	鈴木 忠兵衛	高川 定次郎	白井 哲夫	鈴木 文三郎	木村 誓太郎	星村 三郎	三田 甚三郎	奈須 光實	小松 喜平治	西村 眞太郎	武市 彰一	濱口 吉右衛門	藤澤 幾之輔	大矢 四郎兵衛	秋保 親兼	大村 和吉郎	淺香 克孝	磯部 八五郎	加藤 政之助
大瀧 傳十郎	山本 幸彦	佐藤 宗彌	須藤 善一	内山 康作	松島 康夫	望月 六藏	加藤 興八郎	阿部 眞三郎	東田 武	山田 兵衛	河野 廣中	菅野 善右衛門	森川 六右衛門	杉下 太郎右衛門	石原 半右衛門	平岡 萬次郎	初見 八郎	廣田 住久	德差 藤兵衛
横山 通英	宮崎 榮治	星野 甚右衛門	鞍谷 清慎	阿部 孫左衛門	福田 久松	鹽路 彦右衛門	高岡 忠郷	井上 源衛	橋本 久太郎	工藤 行幹	佐藤 茂九郎	岡本 松太郎	永田 佐次郎	廣田 佐久	德住 久道	初見 八郎	廣田 住久	德差 藤兵衛	佐藤 茂九郎

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、次ニ郵便法案第一條ヨリ第十七條マデハ、委員長報告ノ通テ異議アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス、ツレデハ次ニ佐藤宗彌君ノ修正説、第十八條第二種ノ三、金三錢ヲ二錢ニ改メルト云フ修正説、是ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者

(多數々々少數々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス

(異議アリ異議アリト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 異議ノ申立ニ贊成ノ諸君ハ起立シテ御表シ下サ

マスガ、佐藤宗彌君ノ修正説ニ同意ノ諸君ハ白紙ニ氏名ヲ書キマス、是ニ反對ノ諸君ハ青紙ニ氏名ヲ記シマス、是ヨリ氏名點呼ヲ始メマス

(書記氏名ヲ點呼ス)

○議長(片岡健吉君) 投票漏ノ方ハアリマセヌカ

(書記官投票ノ數ヲ計算ス)

メマス、開鎖、是ヨリ開票致シマス

○議長(片岡健吉君) 投票ノ結果ヲ御報告致シマス

(寺田書記官朗讀)

出席總員百五十三

可トスル者 七十

(參照) 否トスル者 八十三

本案贊成者氏名

伊藤 德三郎 青柳 四郎 清水 正藏 佐々木 次郎 室孝太郎 寺田 知常 神田 貢 新田 清 鹽田 清 佐藤 謙 市島 直 本間 次 村瀨 經 門馬 成 安川 龍 岡田 松 鈴木 萬 堀木 太郎 喜多川 孝 佐藤 伊助

外國ノ例モ唯今古市君ガ述ベラレマシタケレドモ、外國カラ參リマス新聞若

ハ雜誌杯ノ郵便賃ハ、非常ニ安イモノデアリマス、私共幾ラノ割合ニナッテ居ルカ知ラナイケレドモ、質シタコトハナイケレドモ、外國カラ來ル新聞ノ安イコトハ、驚クベキモノデアルト云フコトヲ諸君ニ申上ゲル、ウレ故ニ私ハ二十五又ト云フコトハ至當ノコトナリト思フ、ドウカ此修正ノ通過アラシコトヲ希望致シマス

〔贊成「ト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 採決致シマス、藤澤幾之輔君ノ修正說ニ附イテ採決ヲ致シマス、藤澤幾之輔君ノ修正說ハ第十八條第一項第三種「十六又」トアルヲ「二十五又」ト改ムルト云フ說デアリマス、藤澤幾之輔君ノ修正說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、藤澤幾之輔君ノ修正說ノ通ニ決シマシタ、其他終リマデ原案ノ通ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガアリマセヌケレバ、其通ニ決シマス

○恆松隆慶君(百四十三番) 直チニ三讀會ヲ開キ、確定セラレンコトヲ希望致シマス

〔贊成「ト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 三案トモ直チニ三讀會ヲ開クコトニ御異議ガアリマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガアリマセヌケレバ、直チニ三讀會ヲ開キマス

郵便爲替法案
電信法案
郵便法案

第三讀會
第二讀會
第三讀會

〔二讀會通ニ異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 三案共二讀會ノ決議ノ通テ御異議ハゴザリマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通確定致シマス——議事日程第十二鐵道船舶郵便法案第一讀會ノ續委員長報告、森東一郎君

第十二 鐵道船舶法案(政府提出)

〔森東一郎君演壇ニ登ル〕

第一讀會ノ續(委員長報告)

○森東一郎君(百十九番) 諸君、此鐵道船舶郵便法案ノ委員會ノ結果ヲ御報告致シマス、此法案ノ特別委員ニ於キマシテハ、數回委員會ヲ開キマシテ、又次官局長モ屢々出席セラレマシテ、或ハ質問等モ十分シ、尙ホツレニ對スル答モ十分ニサレマシテゴザイマスガ、要スルニ此鐵道船舶郵便法案ナルモノハ、ドウ云フ範圍デ今日施行シテ居ルカト云フト、此理由書ニゴザイマス通、明治十五年ニ出タ所ノ郵便條例、二十年ニ出タ所ノ私設鐵道條例ノ範圍デ、僅ナ條項ニ據ッテ支配サレテ居ルヤウナ場合デゴザイマシテ、今日ノ社會ノ發達ニ伴フコトハドウシテモ出來ヌノデアアル、又出來ナイノミナラズ、實際今日差支ヲ生ジテ居ルノデアアル、サウデアリマス故ニ、政府ハ此案ヲ提出サ

レタ譯デアリマス、故ニ數回委員會ヲ開キマシテ種々審議ノ末、幾分ノ議論ガゴザイマシタケレドモ、免ニ角多數ヲ以テ此原案通可決致シマシタノデアアル、尙ホ其内此條項中ニハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルト云フ條項ガ一二箇所モアリマスガ、此項ニ至ッテハ政府ニ十分ニ注意ヲ促シテ、後トハ盡ク原案通ニ結リ致シマシマス、ドウカ滿場ノ諸君ニ於テモ、御賛同アラシコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(百四十三番) ドウカ讀會省略デ確定アラシコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ讀會ヲ省略致シマス、委員長ノ報告通御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、山内吉郎兵衛君

鐵道船舶郵便法案 確定議

第十三 重罪控訴豫納金規則廢止法律案 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十四 輕罪控訴規則廢止法律案(望月長夫君外七名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十五 罰金及追徴ニ係ル上告豫納金廢止法律案(望月長夫君外七名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

〔山内吉郎兵衛君演壇ニ登ル〕 議事日程ノ第十三十四十五ヲ併セテ御報告ヲ致シマス、此法案ハ全會一致ヲ以テ原案ヲ至當ト可決致シマシタゴザイマス、此事ニ附キマシテハ政府委員ノ方ヲモ取調ベテ致シマシタガ、元來此法案ハ濫訴ヲ防グノ精神デアッタノデアアル、併シ其濫訴ノコトニ附キマシテハ、提出當時望月長夫君カラ縷々陳述ニナッタ趣モゴザイマス、今日ハ左様ハ弊害ハナイモノデアルト思慮致シテ、原案ヲ可決致シタ次第デゴザイマス、ドウカ讀會省略ヲ以テ御賛同アラシコトヲ求メマス

○議長(片岡健吉君) 三案共讀會省略ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ讀會省略ニ決シマス、三案共原案ニ御異議アリマセヌカ

重罪控訴豫納金規則廢止法律案 確定議

輕罪控訴規則廢止法律案 確定議

罰金及追徴ニ係ル上告豫納金廢止法律案 確定議

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

確定議

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案ノ通決シマス、議事日程ノ第十六刑法中改正法律案、第一讀會ノ續、委員長ノ報告

第十六 刑法中改正法律案(安藤龜太郎 第一讀會ノ續(委員長君外四名提出))

(土居平左衛門君演壇ニ登ル)

○議長(片岡健吉君) チヨット此際御諮リ致シマスガ、今ヨリ豫算ノ第四分科會ヲ開キタイト云フコトヲ宮崎榮治君カラ申出デラレマシタガ、許シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許スコトニ致シマス

○土居平左衛門君(二百四十六番) 刑法中改正法律案ノ委員會ノ經過ヲ御報道申シマス、此委員會ハ昨日會ヲ開キマシテ、此案ヲ否決スベシト決議致シマシタ、其理由ハ勿論此委員會ニ於キマシテモ、此案ヲ全然否トハ致シマセヌナレドモ、刑法ノ改正案モ今期ノ議會ニ出マスガ、又來期ニ出ルカハ分リマセヌナレドモ、何レ遠カラズ是ガ出ルデアラウカラ、其節ニ之ヲ審議シテモ遅カラヌコトデアラウ、故ニ此案ハ延期ノ精神ヲ以テ之ヲ否決スル、斯ウ云フ決議デゴザイマスカラ、此段ヲ御報道致シマス

○東良三郎君(二百九十一番) 私ハ動議ヲ提出シテ居リマスガ、其前ニ政府委員ニ質問致シマス、其質問ノ趣意ハ刑法ノ改正案ハ既ニ法典調查會ノ決議ヲ終ヘテ、司法省ニ回ッテ居ルト云フヤウニ聽イテ居リマスガ、其改正案中ニ今提出ニナッテ居リマスル刑法中改正法律案ト類似ノ改正法ガ加ッテ居リマスカ、即チツレガ 妻ノアル夫ガ他ノ女ト通ジタトキニ、之ヲ罰スルト云フヤウナ改正案ガ、加ッテ居ルヤ否ヤト云フコトヲ御尋致シタイ

(政府委員司法次官波多野敬直君演壇ニ登ル)

○政府委員(波多野敬直君) 唯今ノ御質問ニ御答ヘ致シマスガ、刑法ノ改正案ハマダ司法省ニハ回ッテ居リマセヌ、併シ唯今今日マデ出來テ居リマスル所デハ、此案ノヤウナコトハナイノデゴザイマス

○東良三郎君(二百九十一番) 分リマシタ、動議ヲ提出致シマス

(東良三郎君演壇ニ登ル)

○東良三郎君(二百九十一番) 私ハ此案ニ附イテ一ノ動議ヲ提出致シマス、動議ノ趣意ハ本案ヲ再審査セシムルタメ、前同一ノ特別委員ニ付託ス、斯ウ云フ動議デアリマス、此趣意ヲ簡短ニ述ベマスカラ、公平ニ諸君ノ御判斷ヲ願フ、元來一ノ議案ヲ特別委員ニ付スルノハ、如何ナル必要ガアッテ之ヲ付スルカ、又委員ハ如何ナルコトヲ調査スルカト申シマスレバ、申スマデモナク其案ノ全體ニ於ケル贊否ハ勿論ノコト、全體ニ於テ贊成スベキモノデモ、其一部分ニ缺點ガアレバ、之ヲ修正シテ完全ナ案トシテ、本會ニ提出スルト云フコトヲ爲スガタメニ、特別委員ニ付託スル性質ナモノデアルト云フコトハ、議論ノナイコトデアラウ、然ル所今委員長ノ報告ニ依ッテ聽キマスレバ、此案ニ附イテ委員會ハ如何ナル審査ヲ採ラレタカ、如何ナル議決ヲ爲サレタカト云フコトヲ聽キマスレバ、遠カラズ政府ノ方カラ刑法全部ノ改正案ガ出ルヤウニ聽イテ居ルカラ、其出ルマデ延期スルト云フノ考案ヲ以テ、之ヲ延シタト云フノデアル、所ガ其刑法改正案ト云フモノ、中ニ、本案ト同一類似ナモノガ加ッ

テ居ルヤ否ヤト云フコトヲ聞キマスレバ、政府委員モ法典調查中ニ左様ナコトハナイト云フコトヲ斷言セラレタ、又此後ノ趨勢ヲ考ヘテモ、政府ノ側ニ於テ、斯ノ如キ案ニ類似ナ案ヲ 改正案ヲ提出セラレルヤウナコトハ、恐ラクハナカラウト考ヘル、シテ見マスレバ委員會タルモノハ、須カラク言葉ヲ改正全部ニ藉リテ、延スト云フヤウナル卑怯ナコトヲシナイデ、本案ノ良否ヲ須カラク無遠慮ニ審査討論ヲ致シテ、茲ニ報告セラレバ當然デアラウト思フノデアアル(「ヒヤ」) 然ルニ委員長ノ報告ニ依レバ、審査ノ手續ハ唯今申シマスルガ如ク、改正案ノ性質ニ附イテ、其當否又此時事ニ適切ナルヤ否ヤ、斯ノ如キコトバ實行セラル、ヤ否ヤ、又實行シ得ルコトヲ期スルノニハ如何ニ修正シタラバ適切デアアルヤ否ヤ、是等ノコトニ立入ッテ審査スルト云フコトヲ九デシナイデ、以テ唯一ニ言葉ヲ刑法全部ノ改正ニ藉ッテ、玄關拂ヲ致シタト云フノハ、所謂敬シテ遠ケタ敬遠主義、又言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、折角提出者ガ苦心ヲセラレテ提出ニナッテ居ル此案ニ對シテ、玄關拂ヲ致シタト云フノハ、實ニ不親切極マルト云フコトニ驚カザルヲ得ヌデアアル(「然リ」ト呼フ者アリ)デアアルカラ、吾々ハ其事ノ實行シ得ル、ヤ否ヤト云フコトニ附イテハ、別ニ考ヲ持ッテ居ル、或ハ同ジ住居ノ宅内ニ於テ云々シタ場合ハ之ヲ罰スルトカ、或ハ他ニ女ヲ繼續シテ蓄ヘル、所謂蓄妾デス、斯ウ云フ場合ニハ罰スルトカ云フ、或ル度合マデハ制限ヲ設ケ或ル度合マデハ之ヲ罰スル其他ハ實行ノ出來ナイコトデアアルカラ、刑法デ之ヲ罰スルコトガ出來ナイト云フヤウナコトヲ、私ハ是ハ完全ナ考トハ言ナイガ、免モ角モ或ル程度或ハ範圍ハ設ケテ之ヲ罰スル、其他ハ罰シナイト云フ、自首緩和ノ方法ヲ執ルト云フコトハ全ク出來ナイコトデアラウト思フ、免モ角モ是ハ深ク切確討論ヲ致シテ、研究スベキ價ハ十分アラウト思フノデス、然ルニ一モ二モナク文字モ讀マナイデ、改正案ノ趣旨性質ニ頓著セズシテ、頭デ以テ幸ニ刑法改正ガ出サウデ出ナイブラリンノモノデアアルカラ、ツレガ出ルマデ待タウト云フ卑怯千萬ナ、是ノ出ルマデ待タウト云フコトデ、本案ノ當否ハ一言モ言ハナイデ否決スルト云フノハ、是ハ誠ニ不親切千萬誠ニ冷ニ冷殺シテシマッタモノデアラウト私ハ思フノデ、故ニ願ハクハ諸君ノ公平ナル御判斷ニ依ッテ、私ノ今提出シマスル案ハ、即チ特別委員ガ審査スルト云フ本質ニ立戻ッテデス本質ニ立戻ッテ此案ノ當否又完全ナリヤ否ヤト云フコトヲ、親切ニ丁寧ニ慎重ニ審査スルト云フ、本然ノ職務ニ立戻ラシムルガタメニ、此案ヲ再ビ特別委員ニ付シタイト云フノ考デアリマス、ドウカ自分ノ腹中ヲ胸奥ヲデス、遠慮ナクブチ明ケテ委員會ニ述べラレテ、否決シテモ宜シイ無遠慮ニ議論ノアル所ヲ闢ハシテ、否決スルナラ否決スル、修正スルナラ修正スル、全部可ト認メルナラ認メルト云フ、本當ノ議論ヲ茲ニ持出シテ採決ニナルコトヲ、私ハ希望スルノデゴザイマス、刑法改正ガアルカラ、ツレマデ延サウト云フノハ、甚ダ私ノ不同意ナ次第ナデゴザイマス

○西村淳藏君(二百七十八番) 議長

○議長(片岡健吉君) 二百七十八番、質問デスカ

○西村淳藏君(二百七十八番) 唯今ノ動議ハ同一委員ニ付託スルト云フコトデアアルガ、ツレデハ矢張不満足ナル結果ヲ得ルコトニナリハシマセヌカ更ニ審査スル、ツレヲ同一委員ニ付託シテハ、所謂敬遠主義ト爲ッテ、變デハア

リマセヌカ、チヨット其事ヲ確メテ置キタイ

○東長三郎君(二百九十二番) 私ノ考デハ、曩ノ特別委員ハマダ本當ノ審査ヲシテ居ナイト云フ考ヘ、故ニ進デ本當ノ審査ヲセシムルト云フ考デアリマス

○西村淳藏君(二百七十八番) ソレデハ同一委員デハ、君ノ目的ヲ達シナイト思フ

○東長三郎君(二百九十二番) 達シナイデモ宜シイ、完全ナ手續ヲ經ルヤウニシタイト云フコトヲ述ベタノデアルカラ、最終ノ目的ヲ達スルヤ否ヤト云フコトハ、別問題デアリマス

○望月長夫君(二百一十一番) チヨット委員ノ一人トシテ、唯今ノ東君ノ説ニ辯明ヲ致シテ置キタイ、委員會ハ決シテ本案ノ是非ニ就イテ、何等ノ攻究モ致サナカッタト云フ次第デアリマス、但シ委員會ノ一致シテ理由ハ、唯今委員長カラ述ベラレタ理由デアアル、委員ニ付託セラレテ委員ガ調べる權能ノ中ニ、必シモ其案ノ善惡ノミヨリ外ニ調べる權能ヲ得ナイモノデハナイ、縱令善イ事デモ其事情ガ時期ニ適スルヤ否ヤ——時期ニ適スルヤ否ヤト云フコトハ、又委員ノ調査シ得ベキ一ノ權能デアアル、刑法ノ如キ大法典ハ容易ニ改正セザルガ至當、是ガ改正ノ時期ニ迫ッテ居ラネバ、特ニ此箇條ノミヲ修正スル必要ハアルカモ分リマセヌガ、刑法全體ハ——全體ニ於テ不都合デアルカラ、今ヤ改正セネバナラヌト云フコトニ相成ッテ居ルデアアル、此一箇條ノミ差急イデ唯今改正セズトモ宜イ、同一ノ時期ニ全部ヲ改正スル時期ニ、全體ノ權衡ヲ計ッテ改正スルガ至當デアアル、斯ウ云フ理由デ詰リ一致致シテ居ルノ權此點ニ一致シタノデアアッテ、要スルニ否決ト云フコトニ一致致シテ居ルノデゴザリマスルカラ、再ビ前ノ委員ニ御委託ニナルコトハ、斷ジテ御斷ヲ申上ゲマス

○安藤龜太郎君(二百八十一番) 私モ委員ノ一人トシテチヨット述ベテ置ク、唯今望月君ガ昨日ノ委員會ニ於テ、此案ニ附イテハ利害得失ノコトハ能ク論究シタト云フコトケレドモ、甚ダソレハ嘘デアリマス、甚ダ私ハ實ニ之ニ就イテ反對ヲ表シマシタケレドモ、四面楚歌ノ聲デ、唯刑法案ガ近ク出ルカラシテ、之ニ依ッテ延シテ置クト云フダケノ、極單純ナル理由デ之ヲ否決シタノデアリマスカラシテ、私ハ再ビ此問題ヲ審査スルタメニ、ドウシテモ委員ニ付託セラレンコトヲ偏ニ希望致シマス

(賛成々々)ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 贊成ガアリマスカラ、東長三郎君ノ動議ニ就イテ採決ヲ致シマス、本案ヲ再調査サセルタメ前ノ特別委員ニ付託スル、斯ウ云フ動議デアリマス、東長三郎君ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ニ附イテ第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、第二次會ヲ開カウト云フノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、委員會報告通第二次會ヲ開カザルコトニ決シマス、議事日程ノ第十七ハ、委員長ヨリ一時議事日程ヲ延シテ吳

レト云フ申出ガアリマスガ、延シマシテ御異議アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ第十八舊神官配當祿處分法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十八 舊神官配當祿處分法案(松島廉作君 外一名提出)

第一讀會

○松島廉作君(百五十番) 議長

○議長(片岡健吉君) 松島廉作君

舊神官配當祿處分法案

第一條 明治三十三年十二月社領上知ノ際現ニ其ノ社領ヨリ配當祿ヲ受ケタル者及其ノ家名承繼人タル者ニ限リ其ノ受ケタル配當高ニ基キ明治十年太政官第三十二號布告ノ率ニ據リタル配當祿公債證書額ニ相當スル金額ヲ國庫ヨリ支出シテ之ヲ給與ス

第二條 第一條ニ依リ給與ヲ受ケムトスル者ハ證據ヲ具シテ地方廳ニ出願スヘシ但シ本法施行ノ日ヨリ一箇年內ニ出願ヲ爲ササル者ハ第一條ノ給與ヲ受クルコトヲ得ス

(松島廉作君演壇ニ登ル)

○松島廉作君(百五十番) 私ハ此案ノ提出者デアリマスルカラ、聊カ理由ヲ述ベマシテ諸君ノ御贊成ヲ仰ガウト思ヒマス、此案ハ一度ビ本院ヲ通過致シマシテ、貴族院ヘ送ラレマシタコトガアリマスルガ、不幸ニシテ否決ニナリマシタノデアリマス、ソレガタメニ再ビ茲ニ提出致シマシタノデアリマスルガ、此案ハ極テ小サイ問題デハゴザイマスルガ、其當事者ニ對シマシテハ餘程深イ關係ヲ有ッテ居リマスルモノデゴザイマスルカラ、甚ダ貴重ナル時間ヲ費シマスルノハ、私ニ於キマシテ本意ノ次第デアリマスルガ、聊カ其理由ヲ申述ベタイト思ヒマス、此案ノ目的ハ、舊神官ニ向ッテ其配當祿ノ處分ヲ致シテヤルト云フデアリマスルガ、申換ヘテ見マスルト、舊神官ノ中ニ配當祿ヲ宜シク受ケベキ權利ヲ有ッテ居リマシテ、遂ニ之ヲ得ナカッタ者ガアリマスルノデ、ソレニ對シテ處分ヲ致シテヤリタイト云フノガ、本案ノ精神デゴザイマス、御承知ノ如ク、舊神官ト申スモノハ、代々定マッタ所ノ神社ニ仕ヘテ居リマシテ、サウシテ其社ノ社領ヨリソレノ配當ヲ受ケテ、サウシテ生活ヲ致シテ居リマシタモノデゴザイマス、其有様ヲ申シマスルト、丁度士族ガソレノ領主ヨリ俸祿ヲ受ケテ居リマシタノト、少モ變タコトハ無イノデアリマス、ソレガタメニ政府ハ士族ニ向ヒマシテ、金祿公債證書ト云フモノヲ與ヘルト云フコトニナリマス、矢張此舊神官ニ向ヒマシテモ配當祿公債證書ヲ與ヘルト云フ法律ヲ發布致シマシテ、ソレヲバ與ヘマシタノデゴザイマス、同シヤウナ關係デアリマスルカラ、同シヤウナ取扱ニナッテ居リマス、然ル所舊神官ノ中ニ往々ニシテ、此配當ヲ得テ居リマセヌモノガゴザイマス、殊ニ私ノ縣即チ靜岡縣ニ於キマシテ、數百名アリマスル舊神官ノ中デ僅ニ數フルバカリノ人ガ、之ヲ得マシタダケデ、其他ノ者ハ遂ニ此配當ヲ得テ居リマセヌ、其配當ヲ得ナカッタ理由ハ、ドウ云フ譯デアアルカト申シマスルト、全ク一ハ大藏省ノ誤トモウ一ツハ、地方官ノ誤トニ歸シマスルデアリマス、若シ委員ニ御付託下サルト云フ譯デアアルナラバ、成ルベクダケ私ハ簡短ニ申上ゲマスルガ、其誤デアルト云フハドウ云フ譯デアアルカト申シマス

ルト、太政官が明治十年第三十二號ノ布告ヲ以テ、舊神官配當祿給與法ヲ定メマスト、大藏省ガコレニ對シテ舊神官配當祿給與規則ト云フモノヲ定メマシタノゴザイマス、而シテ其規則ノ第十條ニ、凡ソ社領ノ内デ社費ト社ノ入用ト各口ノ得テ居リマスル配當ガ、區別ガ、明瞭デナイモノハ其三分ノ一ヲ社費トシ、三分ノ二ヲ配當トシテ給與スベシト云フ箇條ガアルノデゴザイマス、ソレガタメニ靜岡縣ノ方針ハ、斯ウ云フ規則ガアルタメニ餘リ詳細ナル調ヲシテ、證據ヲ添ヘズトモ此規則ニ依テ、三分ノ二ハ給與セラレデアラウト云フ、斯ウ云フ證據モ供ヘシメナイデ差出シマシタ譯デゴザイマス、然レニドウ云フ譯デゴザイマス、大藏省ニ於テハ斯様ニ定メテアルニモ拘ラズ、其箇條ヲ遂ニ實施致シマセヌデゴザイマス、ソレガタメニ靜岡縣ノ配當ヲ受ケテ居リマスモノハ、皆總テ無證據ナリト認メラレテ給與セラレナカッタト云フ譯デアリマス、サウ云フ事情デアリマスルカラ、願ハクハ此案ハ委員ニ付託セシメラレマシテ、十分ニ御調査ヲ願ヒマス

(政府委員大藏省理財局長松尾臣善君演壇ニ登ル)

○政府委員(松尾臣善君) 唯今議題ニナリマシタ、舊神官配當祿處分法案、是ハ今御提出者カラモ御話ノゴザイマシタ通ニ、十三議會デ以テ御議シマシタモノデゴザイマス、即チ貴族院デ否決シタト云フ御話デゴザイマシタケレドモ、サウデハゴザイマセヌ、即チ本議院デ否決ニナッタ案デゴザイマス、ソレデ再ビ詳シク申上グル程ノコトモアルマイト存シマスケレドモ、一應申上ケテ置キマス、ドウモ之ニハ政府ハ反對ヲ致シマスル外、致シ方ナイノデゴザイマス、ト申シマスルノハ、舊神官ノ特ニ祿ヲ有ツテ居ツタ者、一般金祿處分ヲ受ケテ居リマス、ソレカラ祿ノ神官ハ即チ固ヨリ無祿ナノデ、祿ハアリマセヌ、所ガ神社ノ收入ノ内カラ神職ノ職分ニ對シテ幾分カ報酬ヲ受ケテ居ツタノデゴザイマス、其後神職ヲ免ゼラレタニ依リマシテ、從ツテ其報酬モ止ツタ、ソレハ當然ノ結果ナンデゴザイマスケレドモ、其免ゼラレタ神職ナルモノハ非常ニ困窮ニ陥リマシタガ故ニ、其困窮ニ陷ツタ者ニ對シテ、一時配當祿公債ト云フモノヲ支給シテ、其救濟處分モ既ニ済ンダノデゴザイマス、斯様ナ譯デゴザイマスルノニ、今日更ニ之ニ又祿ヲ支給スルト云フ理由ハ、毛頭ゴザイマセヌ、故ニ政府ハ此案ニハ何處マデモ、反對セシケレバナラヌ譯ニナリマシタノデゴザイマス、一應其事ヲ申シテ置キマス

○恆松隆慶君(百四十三番) 委員付託ニ願ヒマス——政府委員ハ十分委員會デ述べルガ宜シ

○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ説ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員ニ付託スルコトニ致シマス、此ハ議長ガ九名ノ特別委員ヲ指名致シマシテ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、チヨット此際議事進行ニ係ルコトデゴザイマスカラ、御話シマスガ「ベスト」ニ感染シタル醫師救助ニ關スル請願ヲ大日本私立衛生會頭ヨリ提出ニナリマシテ、紹介者ハ恆松隆慶君脇坂行三君、衆議院規則第五百十三條ニ依ッテ説明書ヲ附シテ、至

急審査ヲ求メラレマシタ、今其説明書ヲ朗讀サセマス

(書記朗讀)

ベスト病ニ感染シタル醫師救助ニ關スル請願(請願者大日本私立衛生會々頭土方久元)

右請願ハ「ベスト」病ニ感染シタル検査官ノ救助ニ關スルモノニシテ頗ル急要ナルモノト認ムルニヨリ至急ノ審査ヲ得度此段衆議院規則第五百十三條ニ依リ及請求候也

右紹介議員 恆松 隆慶 脇坂 行三

衆議院議長片岡健吉殿

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 是ハ討論ヲ用ヒズ採決致シマスガ、恆松隆慶君脇坂行三君ノ要求ヲ容レルコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、就イテ此請願委員ハ來ル五日マデニ審査ノ結果ヲ御報アラントヲ望ンデ置キマス——議事日程ノ第十九社寺上地林處分法案、第一讀會、是ハ提出者カラ一時延シテ吳レト云フ請求ガアリマスガ、延シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス——議事日程第二十高等學校復舊ノ建議案

第二十 高等學校復舊ノ建議案(長谷場純孝君外二名提出)

○議長(片岡健吉君) 是ハ先キニ説明ガ済デアリマス——鯨島相政君——是ハ先キニ御報告済ニナツテ居リマスガ此度……

○鯨島相政君(百六十一番) 本案ハ委員長ノ報告通可決アラントヲ希望致シマス

(「贊成々々」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 本案ハ委員長ノ報告通御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通決シマス、議事日程第二十一帝國教育會國庫補助ニ關スル建議案、委員長報告、根本正君

第二十一 帝國教育會國庫補助ニ關スル建議案(星松三郎君外四名提出)

(根本正君演壇ニ登ル)

○根本正君(四十四番) 諸君、帝國教育會國庫補助ニ關スル建議案ハ、委員會ニ於テ慎重ニ審議ヲ遂ゲマシタ、滿場一致デ以テ可決致シマシタ、此事ハ諸君モ御承知ノ通教育會ヲ教育スル所ノ、教育會デゴザイマシテ、實ニ我帝國ニ取ツテ重ナル仕事ヲ致シテ居リマス、故ニ此建議案ノ趣意ト云フモノヲ全然御贊成アラントヲ願ヒマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 委員長ノ報告通御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通決シマス、議事日程ノ第二十二門司開港區域擴張及海峽航通ニ關スル建議案、委員長報告——栗原亮一君

第二十二 門司開港區域擴張及海峽航通ニ關スル建議案(根本正君外九名提出)

(委員長報告)

(栗原亮一君演壇ニ登ル)

○栗原亮一君(十番) 簡短ニ報告ヲ致シマスルデス、本案ハ三回ノ委員會ヲ開キマシテ、此事ハ軍事上ニモ關係ヲ致シマスカラ、陸海軍並ニ大藏、内務、逓信、農商務、ノレト關係省ノ政府委員ノ出席ヲ求メマシテ、審議ヲ盡シタル所、格別ノ反對ノ意見モナカッタノデアリマシテ、大體ニ於テハ同意ナンドアリマス、政府ニ於キマシテモ——因テ委員會ニ於キマシテハ、全會一致ヲ以テ可決ヲ致シマシタカラシテ(贊成々々)ト呼フ者アリ)委員會決定ノ通贊成アラントヲ希望致シマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ報告通御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員會ノ報告通決シマス、議事日程ノ第二十三日本花庭業補助建議案委員會報告、井上角五郎君

第二十三 日本花庭業補助建議案(井上角五郎君外十三名提出)

(委員長報告)

(井上角五郎君演壇ニ登ル)

○井上角五郎君(百八十四番) 諸君、本建議案モ委員會ヲ開キマシタ所ガ、多少文章ニ面白クナイ所ガアルト云フコトデ、文章ハ非常ニ修正ヲ加ヘマシタ、但シ意味ニ於テハ少モ違ヒマセヌ、意味ハ元ノ儘ニ唯文章ヲ直シマシタ、サウシテ政府委員ハ之ニ對シテ、極テ委員會ハ満足スル所ノ説明ヲセレタノデ、即チ元來政府ノ方針トシテ、公共組合ニ補助スルコト云フコトハ、今日デハ其本旨デハナイ、併ナガラ農民ノ如キ小資本ノ者ガ個々ニナシタル仕事、其仕事ヲ集メテ總括スルコト云フト、實ニ國家ノタメニ重要ナル輸出品トナルト云フ、彼ノ茶葉ノ如キモノハ是ハ特別ニ其組合ヲ補助スルノ外ハナイ、如何トナレハ大資本家ガ大製造家ガアルノデナイ、丁度花庭業ノ如キモノ即チ之ニ類シタモノデアツテ、茶葉組合ヲ保護シテ茶葉組合ノ保護ハ相當ノ結果ヲ得テ居ル、今日ニ於テハ本案建議ニ附イテ容レルコトハ、政府ハ同意デアアル、但シ其金額其年限ニ至ッテハ、爰ニ明言スルコトハ出來ナイト云フノハ、政府委員ノ答辯デアリマシテ、委員會ハ非常ニ満足ヲ表スル、無論滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ問題デゴザイマス、ドウカ御贊成ヲ願ヒマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 委員長ノ報告通御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員長ノ報告通決シマス——是ヨリ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

古物商取締法中改正法律案

提出者 望月 長夫君

美術獎勵ニ關スル建議案

提出者 根本 正君 安藤 龜太郎君

西原清東君ヨリ官有地取扱規則ノ解釋ニ關シ原田赴城君ヨリ工場取締及是

ニ從事スル労働者ノ保護ニ關スル質問書ヲ提出セラレタリ

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ

沖繩縣土地法中改正法律案

委員長 永田 佐次郎君

舊斗南藩士家祿處分法案

委員長 關 信之介君

議員瀆職ニ關スル法律案

委員長(補闕)伊藤 德三君

特別委員長左ノ通指名セリ

裁判所管轄區域變更ニ關スル法律案

內田 雄藏君 鈴木 文三郎君

鞍谷 清慎君 梶野 敬三君

丸山嵯峨一郎君 前川 慎造君

明治三十二年法律第九十八號改正法律案

朝倉 親爲君 木村 格之輔君

杉下太郎右衛門君 大矢四郎兵衛君

高橋 九郎君 鈴木 忠兵衛君

在清國帝國專管居留地特別會計法案

小崎 義明君 竹內 正志吉

石原半右衛門君 三輪 潤太郎君

大久保 鐵作君 小田 貫一君

舊神官配當祿處分法案

內藤 正義君 松島 廉作君

中山 平八郎君 稻垣 示君

武市 庫太君 白井 哲夫君

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

官有地取扱規則ノ解釋ニ關スル質問書

右成規ニ據リ提出候也

明治三十三年二月三日

提出者 西原 清東

贊成者 後藤 文一郎

外五十五名

官有地取扱規則ノ解釋ニ關スル質問主意書

明治三十一年十二月政府ハ熊本市山崎練兵場ト稱スル面積四萬坪餘時價

八拾餘萬圓ニ相當スル土地ヲ熊本市ノ所有スル面積七萬坪時價七萬圓ノ土

地ト交換シタリト聞ク然ルニ官有地取扱規則第八條ニハ坪數價額相均シキ

者ニ非ラサレハ交換ヲ爲スコトヲ得サル明文アリ然ルヲ右ノ處分ヲ爲シタ

ル所ニ依レハ坪數價額ノ相均シト云フノ程度ニ付キ政府ノ解釋如何ヲ知ル

ニ苦ム坪數ノ均等價額ノ均一トハ如何ナル程度ニ迄同一ナリト認ムル解釋

ナルヤ明白ナル答辯ヲ望ム

右質問候也
工場取締及之ニ從事スル労働者ノ保護ニ關スル質問書
右成規ニ據リ提出候也

明治三十三年二月三日

提出者 原田 赴城 賛成者 小崎 義明
外三十名

質問主意書

從來我國ニ於テハ工場ノ取締及之ニ從事スル労働者ノ保護ニ關シ適切ノ規定ナキヨリ屢々慘狀ヲ見聞スルニ至ル現ニ去ル一月二十四日愛知縣下葉栗郡光明寺村織物業小島新藏所有ノ織物工場焼失シ工女三十一名ヲ焼死セシメタルカ如キ實ニ酸鼻ニ堪ヘサル所ナリ今ヤ我國商工業ノ發達ト共ニ都鄙ノ別ナク諸種ノ工場日ヲ追テ勃興シ從テ多數ノ労働者ヲ僱使スルニ就テハ是等労働者ノ保護及工場取締上相當ノ規定ヲ設クルハ最モ焦眉ノ急要ナルヲ信ス政府ハ此際如何ナル方法ニ依リ之ニ處セントスルカ詳細ノ答辯アラシコトヲ望ム

右及質問候也

○議長(片岡健吉君) 明後日ノ議事日程ヲ報告致シマス

○星亨君(五十一番) チョット動議ヲ出シマス

○議長(片岡健吉君) 何ノ動議デス

○星亨君(五十一番) 明後日ノ議事日程ニ附キマシテ、色々其毎日々々議會ヲ開カレルガタメニ、議事ヲ一議案等ヲ調ベル暇ガナシ、且ツ豫算委員會等モ種々アリマスルノデアルカラ、明後日即チ五日ノ日ハ開會シナイヤウニ御極置ヲ願ヒマス

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 明後日休會ニスルコトニハ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマシテ、六日ノ議事日程ヲ御報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

衆議院議事日程 第十九號 明治三十三年二月六日(火曜日)

午後一時開議

- 第一 市町村立小學校教育費國庫補助法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會
- 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第三 裁判所及臺灣總督府法院共助法案(政府提出) 第一讀會
- 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第五 商法施行前ニ登記ナキ株式會社ノ登記ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第七 鐵道營業法案(政府提出) 第一讀會
- 第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會
- 第九 私設鐵道法案(政府提出) 第一讀會

衆議院議事速記第十八號 明治三十三年二月三日

第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十一 私設鐵道條例中改正法律案(田口卯吉外三名提出) 第一讀會

第十二 遠洋漁業獎勵法改正法律案(恒松隆慶外八名提出) 第一讀會

第十三 孤兒法案(橫山富次郎外七名提出) 第一讀會

第十四 家祿引直處分法案(千田軍之助外五名提出) 第一讀會

第十五 社寺上土地林處分法案(出水彌太郎外六名提出) 第一讀會

第十六 東京市ニ關スル法律案(鳩山和夫外九名提出) 第一讀會

第十七 重要物產同業組合法案(恒松隆慶外五名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十八 殖林ノ爲メ定シタル地上權登記ニ關スル法律案(磯田和藏外五名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十九 虫害地租特別處分法案(板東勘五郎外十三名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十 韓國京釜鐵道速成ニ關スル建議案(星亨外七名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十一 多渡津港開港ニ關スル建議案(堀家虎造外四名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十二 盲啞教育ニ關スル建議案(野尻岩次郎外六名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十三 香川縣山林地價特別修正ニ關スル建議案(林喬外二名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十四 從軍新聞記者ニ關スル建議案(西原清東君外七名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十五 順德天皇御遺跡保存ニ關スル建議案(市島謙吉外十二名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(片岡健吉君) 今日ハ是デ散會致シマス

午後三時五十一分散會

衆議院議事速記第十八號正誤

欄外「一七」「九」「二四」「一六」ヲ執モ誤植

